

三 尾 美 枝 子

デジタル・ネットワーク社会での
コンテンツ産業の市場拡大に向けた施策の提言

【提言】

デジタル・コンテンツの取引市場を形成する公益的、公開的なコンテンツデータベースを有するプラットフォームを、国が主体となって、構築することを提言する。

なお、上記プラットフォームを、一から構築するのが難しいようであれば、これまで存在する各種のデータベースを一本化し、さらにそれを充実させることで、公益的、公開的なコンテンツデータベースを有するプラットフォームを構築するということでもよい。

【理由】

地上デジタル放送への完全移行やブロードバンドの普及によるインフラの整備、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及による視聴端末の多様化を背景に、デジタル・コンテンツがこれらのネットワークをシームレスに流通することが可能となった。

また、クラウド型音楽サービスをはじめとしたネットワークを利用した新しいデジタル・コンテンツ配信サービスが登場し、国内外において、スマートテレビへの取組が活発化している。

そして、ネットワークの環境が整備されたため、デジタル・コンテンツのネットワーク上での流通は、映像業界、出版業界、音楽業界、ゲーム業界等で盛んになってきており、一方ネット配信に対するユーザーのニーズも大きい。

このような情勢の中、ネットワーク上での違法コンテンツの流通を阻止して、かつ権利者に対する適切な対価の還元を図ることは、喫緊の課題であるが、一方、このエンフォースメントが情報の流れやコンテンツの豊富化、新規ビジネスの立ち上げを阻害するという危険性を有する。

私的録音録画補償金制度に関する裁判所の判断（最判平成 24・11・9、知財高判平成 23・12・22（平 23（ネ）10008 号、東京地判平成 22・12・27（平（ワ）40387 号）私的録音録画補償金損害賠償請求事件）もまた、新たな仕組みづくりの必要性を示唆している。

そこで、権利者に対する適切な対価の還元とともに、コンテンツの豊富化、新規ビジネスの立ち上げを促進する仕組みとして、デジタル・コンテンツの取引市場を形成する公益的、公開的なコンテンツデータベースを有するプラットフォームを構築することを提言する。

上記のコンテンツのデータベースを有するプラットフォームの概要は以下のとおりである。

データベースには、取引対象となる映像、音楽等のコンテンツはもちろん、公共データやアーカイブ化されたコンテンツと、ユーザー兼クリエイターが創作したコンテンツがすべて、アップロードされ、それらには、識別用の管理情報を付与し、権利者、著作物、取引条件等の情報が組み込まれる。

当該データベースはアクセス制御技術と暗号化技術によって、違法ダウンロードを阻止する仕組みが設けられている。

ユーザーはあらかじめ付与されたIDとパスワードをもって、コンテンツを複製し、また二次利用することができる。

ライセンス料(利用料)については、あらかじめ権利者の申し出た条件で決済される。

以上の仕組みをとれば、ユーザーが創作したコンテンツのアップロードも促進され、また二次利用等が進むことになるため、コンテンツが豊富化し、新たなビジネスを興すきっかけとなりやすく、ひいては文化の発展に寄与することができる。

また、上記プラットフォームにおいては、十分な著作権保護技術が施されており、権利者は、ユーザーから利用ごとに、直接対価を徴収することが可能なシステムとなっているため、私的録音録画補償金制度等を利用することなく、権利者に確実に対価が還元されることになる。

上記のようなデジタル・コンテンツプラットフォームを構築し、我が国が保有する行政データ、デジタル情報やデジタル・コンテンツを余すことなく利用できる環境にすれば、二次利用等を通じて、さらなる豊かなデジタル・コンテンツ市場の形成や、デジタル・コンテンツビジネスの発展を実現することができると思う。

そして、付言すると、デジタル環境の変化や国際競争力の観点からも、できるだけ早く上記の制度的基盤を確立することが、重要であると思料する次第である。

以上